

## 施工管理者等のための足場点検実務者研修

### ～受講対象者について～

(1) については、次の方が該当します。

- ① 足場の組立て等作業を行う職長・安全衛生責任者
- ② 足場を使用する作業の職長・安全衛生責任者
- ③ 足場の組立て等作業を有する建設作業所の所長（統括安全衛生責任者）、元方安全衛生 管理者等の工事の施工管理に従事している方又は従事した経験を有する方

(2) については、次の方が該当します。

- ① 足場の設置届に係る計画参画者が前提であるので、安衛則別表第9に規定されている 次のA又はBの方が該当します。
  - A. 次のア及びイのいずれにも該当する方
    - ア. 次のいずれかに該当する方 ・ 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有すること ・ 1級建築士の免許を受けられることができる者であること。 ・ 1級土木施工管理技術検定文は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。
    - イ. 工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣 の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。
  - B. 労働安全コンサルタント試験（土木文は建築）に合格した方
- ② 店社の安全衛生部門又は工事部門の安全衛生パトロールの担当者